

## 行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊志



平成30年1月19日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示する行政文書の名称

- ・乙口第34号証の1
- ・陳述書
- ・丙A第96号証
- ・丙ハ第86号証

#### 2. 不開示とした部分とその理由

上記1. の行政文書のうち、個人の署名又は印影の部分は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、当該個人の公務員としての職務遂行の内容に係る情報ではないため同号ただし書ハに該当せず、また同号ただし書イ及びびロにも該当しないことから、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があったことを知った日から6か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として1年以内）に行うこともできます。

#### 3. 開示の実施の方法等

##### (1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

##### (2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成30年3月27日（火）から4月26日（木）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9：30から17：00まで（12：00から13：00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門（情報公開窓口）



〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル  
(電話番号: 03-3581-3352 (代表))

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

<準備日数> 「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定。

<郵送料(見込額)>

※ 別紙「2. 郵送料(見込額)」を御覧ください(郵送する媒体により料金が異なります。)

(4) 行政文書開示請求書に記載された「求める開示の実施の方法等」について

(該当する□にレ点(●)が記載してあります。)



希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。



希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法>

<実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記(2)に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。



希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記(2)に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室: 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法務調査室

電話番号: 03-5114-2124

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.(2)の情報公開窓口宛てに提出してください。



## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1.の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3.（2）「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4.「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### （1）手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

#### （2）手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

#### （3）手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

### 3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 4 お問い合わせ先

御不明な点がございましたら、4.「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

(別紙)

### 1. 開示の実施の方法等について

\* 下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	100円	無料円
閲覧(①) <input type="text" value="38"/> 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	720円	420円
<input type="text" value="34"/> 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したものの交付(カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	990円	690円
<input type="text" value="27"/> 枚	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	820円	520円
*複写(②~⑥) 72枚 (CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	840円	540円

(注1) 開示実施手数料は基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

### 2. 郵送料(見込額) (※該当する□にレ点に記載してあります。)

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	250円
CD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物 定型外	140円

## 「行政文書の開示の実施方法等申出書」の御提出について

開示決定した行政文書について、実際の開示の実施を受ける（情報公開窓口において文書を閲覧することや、複写機により複写（コピー）をしたものを受け取ること、また、郵送により受け取ること）ためには、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」の「2. 求める開示の実施の方法」の事項を記載し、手数料が必要な場合は下記の額の印紙を添付して、開示決定通知書を受け取った日から30日以内に「※ 行政文書の開示の実施方法等申出書の提出先」に提出していただくことが必要です。

### 1. 開示の実施に必要な手数料

※開示請求手数料（300円）控除後の実際の手数料

①閲覧	－円
②すべて白黒コピー	420円
③カラー部分のみカラーコピー	690円
④スキャナにより電子化しCD-Rに複写	520円
⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写	540円

また、郵送を希望される場合には、必要な切手についても同封してください。

### 2. 必要な切手の額

①コピーの送付	250円
②CD-Rの送付	140円
③DVD-Rの送付	140円

なお、事務所における開示の実施（閲覧又はコピー等を受け取ること）を選択される場合には、当方で開示の実施の準備を行う必要がありますので、開示を受ける希望日の3日前には、この「行政文書の開示の実施方法等申出書」が当方に届くように御提出願います。



# 行政文書開示請求書

平成 30 年 1 月 17 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 4 2 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

## 1. 請求する行政文書の名称等

2002 年 8 月 5 日ごろ、東北電力が原子力安全・保安院原子力発電安全審査課の川原修司氏らと面会し、女川原発の津波評価について説明した会合に関連する、資料、会合メモ、議事録等すべて。

(補足) 福島第一原発事故で国が被告となっている千葉地裁の訴訟で、国が提出した証拠乙ロ第 34 号証の 1 (資料 1) の東京電力のメール題名「状況報告」2002 年 8 月 5 日に、東北電力が川原氏に説明した旨の記述がある。

## 2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)


ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 300円 1.19 日本郵便	(受付印) 原子力規制委員会 受 成 30.1.19 付 第 規 給 第
---------------------	--	---

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	



原規総発第1802191号  
平成30年2月19日

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊史



平成30年1月17日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示請求のあった行政文書の名称等

2002年8月5日ごろ、東北電力が原子力安全・保安院原子力安全審査課の川原修司氏らと面会し、女川原発の津波評価について説明した会合に関連する、資料、会合メモ、議事録等すべて。

（補足）福島第一原発事故で国が被告となっている千葉地裁の訴訟で、国が提出した証拠乙口第34号証の1（資料1）の東京電力のメール題名「状況報告」2002年8月5日に、東北電力が川原氏に説明した旨の記述がある。

#### 2. 延長後の期限

平成30年3月20日（火）

#### 3. 延長の理由

開示請求に係る上記1. の行政文書について、これを特定し、その中に法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要し、通常の間限内に開示決定等を行うことができないため。

#### 4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法務調査室  
電話番号：03-5114-2124